

(仮称) 東部拠点土地区画整理事業に係る  
環境影響評価実施計画書に対する  
市長の意見書

平成19年(2007年)7月

吹田市

(仮称) 東部拠点土地区画整理事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、最新の科学的技術・知見に基づき行うとともに、下記の事項について十分留意されたい。

## 記

### 1 全体的事項

#### < 供用時の予測・評価 >

本環境影響評価は土地区画整理事業を対象として実施するものであることから、土地区画整理事業後の建築物の建設や施設関連自動車の走行は本環境影響評価の対象外となる。環境影響評価実施計画書では環境影響要因として「供用時の施設関連自動車の走行」が抽出されているが、本環境影響評価の対象外であり、また、参考として予測、評価を実施するとしても、計画熟度が低い現時点では環境影響評価審査会での科学的な審査に耐え得るレベルの予測の前提条件を設定できないものとする。よって環境影響要因から供用時の施設関連自動車の走行を省くこと。

大気汚染・騒音・振動の調査地点の設定は、工事中の環境影響に加え、将来、供用時の環境影響を検討する場合においても、調査データが利用できるよう適切な配置で行われていると判断するが、「供用時の施設関連自動車の走行」を環境影響要因から省くことから、No. 13 地点については環境影響評価準備書において調査結果の記述から省くこと。

### 2 環境要素別事項

#### ア 大気汚染

##### < 予測地点 >

建設機械の稼働による影響が最大となる地点は、工事機械の配置、気象によって異なるため、予測は環境影響評価実施計画書記載の予測地点に加え、工事機械の配置、気象を考慮のうえ、最大の濃度が出現する地点でも行うこと。

#### イ 水質汚濁

##### < 工事中の濁水対策 >

環境影響評価実施計画書では、切土工事等において降雨時に発生した濁水の一部を公共用水域に排出するとあるが、沈砂池を設けた上で公共下水道へ放流し、公共用水域への放流を行わないように計画をすること。

## ウ 動植物

### <正雀川での調査>

正雀川において親水空間を創造する計画となっているため、今後、具体の計画を立案するに当たっての参考とするために、正雀川における魚類・底生動物の生息状況を把握するための調査を実施すること。

## エ 文化財

### <工事関連自動車の走行による埋蔵文化財への影響>

建設機械の稼働による埋蔵文化財への影響に加え、工事関連自動車の走行による埋蔵文化財への影響を環境影響要因に加えること。

### (付帯意見)

当該事業に係る環境影響評価実施計画書の審査過程において、実施計画書の中にまちづくり完了時を想定し検討する旨の記載があることから、予測・評価の範囲に関し審議をした結果「1 全体的事項」に示すとおり環境影響要因の供用時の環境影響については省くよう意見を述べるものであるが、今後、土地区画整理事業と平行して行われるまちづくり計画の策定に関しては、その計画熟度が高まるに伴い開示されるであろう様々な資料について、可能な限り速やかに本市環境影響評価審査会に提示をし、必要に応じて意見を求めることを希望する。